

雇用管理に関する法律の改正のご案内

働き方に関する各種法律が改正となります。制度のご確認、整備をお願いします

優秀な人材確保、人材の多様性の確保(ダイバーシティ)対策としてもご確認ください!



正社員と非正規間の不合理な待遇は禁止されています(パートタイム・有期雇用労働法)

・同一企業内の正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者との間の不合理な差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法が中小事業主にも令和3年4月1日から適用されています。

(大企業は令和2年4月1日施行)

改正のポイントは・・・

①不合理な待遇差の禁止、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決援助(行政ADR) 厚生労働省のHP▲の整備



一般事業主行動計画の策定等の義務の対象事業主が拡大されます(女性活躍推進法)

・一般事業主行動計画の策定・届出義務、情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大されます。

施行日 令和4年4月1日～

厚生労働省HP▶



・女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い**プラチナえるぼし認定**を令和2年6月1日より創設しています。認定マーク「えるぼし」「プラチナえるぼし」を、商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。優秀な人材確保や企業イメージの向上につながることを期待できます!



職場におけるハラスメント防止対策が強化されました



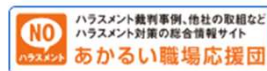
▶パワーハラスメント対策が事業主の義務になりました(労働施策総合推進法)

・職場における**パワーハラスメント防止**のために、雇用管理上必要な措置(※)を講ずることが令和4年4月1日より、中小事業主にも義務となります。

(大企業は令和2年6月1日適用)



厚生労働省HP▶



(※) 事業主が講ずべき措置

①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、②相談(苦情を含む)体制の整備、③職場におけるハラスメントの事後の迅速かつ適切な対応、④プライバシーの保護、不利益取扱いの禁止等、併せて講ずべき措置
※マタニティハラスメントについては、その原因・背景となる要因の解消をする措置を講ずることも必要です

職場におけるパワーハラスメントとは・・・

①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素をすべて満たすものをいいます(適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません)

▶セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント(妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント)防止対策も強化されました(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法)

・ハラスメント防止のための責務規定が設けられ、パワハラも含め、**事業主・労働者の責務**が明確化され、令和2年6月1日より、事業主に相談等した労働者に対する不利益取扱いが禁止されています



育児・介護休業法が改正されました～令和4年4月1日から段階的に施行～

▶令和3年6月に育児・介護休業法が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

①男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、②育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、③育児休業の分割取得、④育児休業の取得の状況の公表の義務付け、⑤有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

▶施行日

②及び⑤：令和4年4月1日、①及び③：令和4年10月1日、④：令和5年4月1日



★両立支援等助成金をご活用ください。介護離職防止支援コースに新型コロナウイルス感染症対応特例が創設されています。

厚生労働省のHP▶



妊婦に関する母性健康管理の措置が改正されています(男女雇用機会均等法)

・母性健康管理の措置に、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに加われました。
妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主はこの措置に基づいて必要な措置を講じなければなりません。〔指導例・・・感染症のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)〕

本措置の対象期間 令和2年5月7日～令和4年1月31日

※主治医等からの指導事項を伝えるためのツールとして**母性健康管理措置指導事項連絡カード**(令和3年7月1日改正)があります

厚生労働省のHP▶



★新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください

不妊治療と仕事の両立のために指針が改正されました(次世代育成支援対策推進法)

・不妊治療の内容や職場での配慮のポイントなどを紹介している「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」ができました。

厚生労働省のHP▶



・次世代育成支援対策推進法に基づく、行動計画策定指針の改正を行い、

「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」項目を追加しました。



★不妊治療を受けやすい職場環境整備に取り組む中小企業向け助成金をご活用ください

テレワークを推進しましょう

・テレワークは、時間や場所を柔軟に活用できる働き方であり、働き方改革促進の観点からも良質なテレワークの導入・定着を図りましょう。

厚生労働省のHP▶

令和3年3月に「テレワークガイドライン」が改訂されています。



★人材確保等支援助成金(テレワークコース)をご活用ください

福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL 092-411-4894

総合労働相談コーナー TEL 092-411-4764

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階 FAX 092-411-4895